

京都市訓令甲第18号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成16年12月17日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表環境局の款事業部の項まち美化事務所及び生活環境事務所の目を次のように改める。

まち美化 事務所	全員	午前8時から午 後4時45分まで	一般職員 に同じ	一般職員 に同じ	日曜日及び土曜 日（12月18日から 翌年の1月14日 までの期間にあ っては、4週間を 通じて8日）並び に1月1日から 同月3日まで
生活環境 事務所	全員	午前8時から午 後4時45分まで	一般職員 に同じ	一般職員 に同じ	日曜日、土曜日及 び1月1日から 同月3日まで

別表環境局の款施設部の項クリーンセンターの目及び同項埋立事業管理事務所の目中

「
日曜日、土曜日
及び1月1日
から同月3日
まで
」

を

「
日曜日及び土
曜日（12月18日
から翌年の1
月14日までの
期間にあって
は、4週間を通
じて8日）並び
に1月1日か
ら同月3日ま
で
」

に改める。

附 則

この訓令は、平成16年12月18日から施行する。

（総務局人事部給与課）